

# 障害者差別解消の推進に関する条例 (仮称)(案)

佐賀県健康福祉部障害福祉課

## ※県民の皆さんへのお願い ～パブリックコメントにあたって～

- 佐賀県では、障害を理由とする差別の解消を進めるため、新しく条例を定めることとしました。
- 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる」ために、障害のある方はもちろん、多くの県民の皆さんから御意見を伺い、より多様な視点の入った、みんなで作り上げた条例にしたいと考えていますので、多数のご意見をよろしく願います。
- また、多くの県民の皆さんに読んでいただくために、わかりやすい条例、読みやすい条例にしたいと思っていますので、気になる文言や表現等がありましたら、遠慮なくご意見を願います。

○ 今回ご意見を募集する条例(案)は、障害のある方やそのご家族、支援団体や事業者の皆さんとの意見交換等を踏まえて、次のようなことに留意して作成しました。

- ・ 障害についての分かり合い、認め合い
- ・ コミュニケーション
- ・ 安全な移動
- ・ 仕事
- ・ 災害時の対応

○ 障害を理由とする差別の解消を進めるため、県民一人一人が、あるいは地域コミュニティが、そして障害のある人自身が、それぞれの立場で、どのように取り組んでいけばいいのか、羅針盤となるものにしたいと考えています。

佐賀県 健康福祉部長 川久保 三起子

# 条例(案)について

## 目的

- この条例は、障害を理由とする差別の解消を進めるための基本理念を定め、県民の役割を明らかにすること等により、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって県民一人一人が、障害のあるなしにかかわらず、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる佐賀県の実現に寄与する。

## 基本理念

- 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
  - ・ 全ての県民が障害のあるなしにかかわらず、お互いにその人らしさを認め合い、交流し、支え合うこと。
  - ・ 障害のあるなしにかかわらず、県民一人一人が地域社会の一員として、地域活動等に参加しやすい環境をつくること。
  - ・ 県民、地域コミュニティ、障害のある人がそれぞれの立場でできる配慮や工夫をすること。

項目	条文記載内容案
①県民の配慮や工夫	<p>○ 県民は、次の事項のほか、支援を必要としている障害のある人への配慮や工夫に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある人とコミュニケーションを図る場合は、言葉だけでなく、絵、写真、筆談等、その人に応じたコミュニケーションの方法を用い、分かりやすく伝えること。</li> <li>・ 車椅子や杖を使用したり、補助犬を連れた障害のある人等の通行を妨げないこと。</li> <li>・ 点字ブロック等、障害のある人の通行に配慮した設備や、専用駐車場等、障害のある人の車両等による移動に配慮した施設の効用を妨げないこと。</li> <li>・ 経営又は就労する事業所においては、障害のある従業員や同僚の持つ特性を知り、その特性に応じた支援を行うこと。</li> <li>・ 災害が発生した場合において、近隣の障害のある人に対して必要な配慮ができるように、日頃から挨拶や声掛けを行う等のコミュニケーションを図ること。</li> </ul>

項目	条文案
<p>②地域コミュニティを通して活動する場合における県民の配慮や工夫</p>	<p>○ 県民は、地域コミュニティを通して地域活動等を行う場合は、次の事項のほか、地域で生活し、支援を必要としている障害のある人への配慮や工夫に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域行事等の開催に当たっては、障害のあるなしに関わらず参加しやすいものにする。</li> <li>・ 地域で生活する障害のある人に対し、障害の特性に応じた方法で情報を提供するとともに、その相談等に応じる等して、障害のある人が地域で活躍できる環境づくりをすること。</li> <li>・ 障害のある人の通行や移動の障壁となるものの有無を確認することを意識し、障壁となるものがある場合は、これを取り除くこと。</li> <li>・ 地域で生活する障害のある人について把握し、災害発生時には災害情報の伝達等、必要な支援が円滑にできるようあらかじめ備えておくこと。</li> </ul>

項目	条文案
③障害のある人からの意思の表明	<p>○ 障害のある人とその家族、支援者等は、次の場合のほか日常生活や社会生活上のさまざまな暮らしにくさを解消するために配慮や支援が必要な場合は、そのことを県民に伝えるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言葉だけでは情報を得られない、自分の意思を伝えにくい等、情報の入手やコミュニケーションについての配慮や支援が必要な場合。</li> <li>・ 一人で移動することが困難であったり、介助が必要であったり、十分なスペースがない、段差や障害物がある等、移動にあたって配慮や支援が必要な場合。</li> <li>・ 仕事をするに当たって支障となっていることがあるとき等、配慮や支援が必要な場合。</li> <li>・ 災害時に障害のある人の命を守るための配慮や支援についてあらかじめ伝えておくことが必要な場合。</li> </ul> <p>○ 県民は、前項の配慮や支援が必要であることを伝えられたときは、それぞれの立場でできる配慮や工夫を行うよう努めるものとする。</p>

項目	条文案
○ 県の責務 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、基本理念にのっとり、県民に対し、障害の特性について周知を図り、障害のある人との分かり合い、認め合いを深めるとともに、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。</li> <li>• 県は、上記の施策を策定し、実施する場合には、障害のある人及びその家族、福祉サービスを提供する事業所その他の関係者から意見を聴取し、その結果を県が行う障害を理由とする差別の解消に関する施策に反映するものとする。</li> </ul> <p>※ その他、相談窓口の設置、佐賀県障害者月間の設定、財政上の措置等についても、記載します。</p>

## 施行期日(予定)

- 平成30年10月